

ポーランド週報

(2023年5月25日～2023年5月31日)

令和5年(2023年)6月2日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
政治 ポーランド国内の安全保障にロシアが及ぼした影響を調査する国家委員会の設置に関する法律の成立 最高裁判所法改正案に関する憲法法院審理の延期 ラウ外相とヴラホウスキー・スロバキア外相との会談 NATO艦隊のグディニャ訪問 ラウ外相の GLOBSEC 会合参加 ムラルチク外務副大臣、独戦後賠償に関する独連邦議会、独連邦参議院、欧州評議会への働きかけを開始 ドゥダ大統領とリンケービッチ・ラトビア次期大統領との電話会談 ドゥダ大統領とバッハ国際オリンピック委員会会長との電話会談 モラヴィエツキ首相とルッテ・オランダ首相との会談								【お願い】3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。 問合せ先 大使館領事部 電話 22 696 5005 Fax 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。
治安等 銃撃された男が死亡 テロ脅威レベルが延長 ロシアによるウクライナ侵略を宣伝した男が逮捕								
経済 ポーランドにおけるウクライナ人労働市場調査 ウクライナ農産品輸入禁止措置の延長 カーシェアリング会社 Traficar の登録利用者数が98%増加 PepsiCo 新工場の開設 JBIC、ベンチャーキャピタルファンドへ参画 PEJがベクテル社及びウェスティングハウス社とコンソーシアムに関する契約を締結 原子力発電所の資金調達に関する決議								
大使館からのお知らせ 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて 旅券のオンライン申請等の開始について 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事								
在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp								

政 治
内 政

ポーランド国内の安全保障にロシアが及ぼした影響を調査する国家委員会の設置に関する法律の成立【5月26日・29日・30日】

5月26日、下院は、本会議を開き、2007年から2022年にかけてポーランド国内の安全保障にロシアが及ぼした影響を調査する国家委員会の設置に関する法律について再度の審議・投票を行い、可決した。29日、同法は大統領によって署名された後、憲法法廷の審理に付された。30日、同法は官報に掲載され、発効した。同法によれば、下院によって任命・解任され、首相府に属する9名のメンバーから成る委員会が設置され、特定の人物がロシアの影響を受けてポーランドの安全保障を損なっていないかどうか調査する。また、委員会は、調査対象がロシアの影響を受けていたという判断が下された場合には、当該人物が公職に就くことを禁じる権限を持つ。同

法は、特にトウスク「市民プラットフォーム」(PO)党首に狙いを定め、公職に就くことを制限しようとするものであるとして強い批判を受けており、米国やEUも懸念を抱いている旨を表明した。

最高裁判所法改正案に関する憲法法廷審理の延期【5月31日】

5月31日、憲法法廷は、最高裁判所法改正案に関する審理を行う予定であったが、延期する旨を発表した。同改正案は、ドゥダ大統領によって憲法法廷の審理に付されていた。憲法法廷は、大統領からの要請を受けて審理を行うためには15名の判事のうち11名が揃う大法廷を開かなければならないが、プシウェンプスカ憲法法廷長官の任期を巡り内部対立が続いているため、必要な人数の判事が揃わない事態に陥っている。

外交・安全保障

ラウ外相とヴラホウスキー・スロバキア外相との会談【25日】

25日、ラウ外相の招待でポーランドを訪問したヴラホウスキー・スロバキア外相は、会談を行った。両外相は、現在の二国間関係、地域協力、ウクライナ支援のためのさらなる努力について話し合った。また、7月11日～12日にビリニウスで開催されるNATO首脳会議の準備についても議論された。両外相はまた、南北ガス回廊建設構想の重要な要素である、ストラコシナ・ガス・インターコネクターの建設に関する問題についても議論した。

NATO艦隊のグディニャ訪問【25日】

25日、NATOの常設海上グループ「SNMG-1」を構成する5隻の水上艦艇がグディニャに入港した。艦隊は、スペイン海軍、ドイツ海軍、オランダ海軍、ポルトガル海軍及びポーランド海軍のフリゲート艦から編成されており、30日にグディニャを出港した。

ラウ外相の GLOBSEC 会合参加【30日】

30日、ラウ外相は、ブラチスラバにおいて第18回 GLOBSEC 会合に参加し、ヴラホウスキー・スロバキア外相及びカリジュラヤ・エストニア元大統領とのパネルに参加した。パネルでは、ロシアによるウクライナ侵略の文脈で、東欧地域の国々が現在直面している課題について話しあった。ウクライナが国際的に認められた国境内で完全な主権及び領土保全を取り戻すことを可能にするために、あらゆる可能な国際法と整合的な措置が取られるべきであることに合意した。NATOとEUを東に拡大することは、中央および東ヨーロッパの国々の利益になることが強調された。また、加盟国の経済的および開発的利益を危険

にさらすことなく、欧州連合の拡大を可能にする解決策に取り組むべきであることが合意された。

ムラルチク外務副大臣、独戦後賠償に関する独連邦議会、独連邦参議院、欧州評議会への働きかけを開始【30日】

30日、外務省は、ムラルチク外務副大臣の署名入り書簡が、独連邦議会、独連邦参議院、欧州評議会の各議員宛に送付される情報キャンペーンが開始されることを発表した。同書簡は、1939年から1945年のドイツによるポーランドへの侵略と占領による損害の程度と、ドイツから補償を受けるためのポーランドの努力について知らせるものである。

ドゥダ大統領とリンケービッチ・ラトビア次期大統領との電話会談【31日】

31日、ドゥダ大統領は、リンケービッチ・ラトビア次期大統領と電話会談し、同日行われた大統領選挙勝利の祝福と良き協力関係への期待を表明するとともに、ポーランド訪問に招待した。

ドゥダ大統領とバッハ国際オリンピック委員会会長との電話会談【31日】

31日、ドゥダ大統領は、バッハ国際オリンピック委員会会長との電話会談を行った。会談では、国際オリンピック委員会が3月に発表した、ロシアとベラルーシの選手が個人として競技に参加するための条件にかかる勧告に関して話し合われた。

モラヴィエツキ首相とルッテ・オランダ首相との会談【31日】

31日、モラヴィエツキ首相はハーグを訪問し、ルッ

テ・オランダ首相と会談した。会談では、地域安全保障、EU改革と議決における全会一致原則の問題、

移民に関するメカニズムの開発などである。また、ベラルーシに対する制裁についても話し合われた。

治 安 等

銃撃された男が死亡【29日】

ウッジ県の地元検察は、5月20日深夜に同県の洗車場で発生した銃撃で負傷した男が、29日に入院先の病院で死亡したことを明らかにした。

これまでに、事件に関与したとして25歳～45歳の男6人が逮捕されており、そのうち5人は、銃器や刃物を用いた乱闘行為に参加した容疑で逮捕されている。

検察によると、ライバル関係にある犯罪グループ間の抗争が事件の背景にあるとされる。

テロ脅威レベルが延長【31日】

内務・行政省は、ポーランド全土に発出しているテロ脅威レベル「BRAVO」（レベル2）及びサイバーテロ脅威レベル「CHARLIE-CRP」（レベル3）を本年8月31日まで延長することを発表した。いずれもウクライナ情勢を考慮した措置である。

テロ脅威レベル4段階のうちの2番目である「BRAVO」は、予見可能なテロの脅威が増加している場合に適用され、例えばロシアやベラルーシによるハイブリッド攻撃等の脅威が想定されている。このレベルは、2022年3月に東部・ポドラスキエ県及びルベ

ルスキエ県で発出され、同年4月に全土に拡大された。同年10月には、ポーランド国外のガスパイプライン等エネルギーインフラにも適用が拡大された。

一方、サイバー空間におけるテロ脅威レベル4段階のうちの3番目である「CHARLIE-CRP」は、サイバー空間上で情報通信技術の制御システムや重要インフラに対するテロの脅威が生じているとして、2022年2月から適用されている。

ロシアによるウクライナ侵略を宣伝した男が逮捕【31日】

オポルスキエ県プルドニクの地元警察は、ロシアによるウクライナ侵略を公共の場で宣伝したとして、プルドニク在住の男（49歳）を逮捕した。

男は、ロシア兵の軍服のほか、ウクライナ侵略を支持する象徴とされる「V」や「Z」が描かれた帽子等を着用し、町中で宣伝を行っていた。このような行為は、最大で禁錮2年の刑罰が課せられるおそれがあるという。

男はSNS上でも宣伝活動を行っていたほか、自宅からは全体主義や民族主義を支持するような宣伝物が多数発見されている。

経 済

経済政策

ウクライナ農産物輸入禁止措置の延長【31日】

ポーランド、ハンガリー、スロバキア、ルーマニア、ブルガリアが一方的に行った措置に対し、欧州連合（EU）は、ウクライナからこれらの国への農産物4品目の輸入を禁止し、他のEU諸国への通過権を認めた。5月2日の決定は6月5日まで有効だが、同時に、問題がまだ存在する場合は早期に延長できる条項も含まれている。EUの農相は5月29日にブリュッセルで会合を開き、ウクライナ農相がゲストとして出席した。キーウの代表は、小麦、トウモロコシ、菜種、ヒマワリの輸入禁止を延長すべきではないと主張した。

ポーランドのテルス農相は、この問題は戦争に関

連した緊急の決定だけでなく、EUは恒久的に効力を持ち、農産物市場の状況のバランスをとることを目的とした、つまり実際にはウクライナの競争からポーランドの農家を守るための手段を考えなければならないと述べた。戦争が終わった後も、ウクライナ産の農産物がポーランドだけでなく、ヨーロッパ中に均等に流通するような仕組みが必要であり、ポーランドを含む5カ国におけるこの不安定化はモスクワに利するのであって、すべての製品の市場に安定が必要とテルス農相は述べ、規制が延長されないことは想像できないと述べた。

マクロ経済動向・統計

ポーランドにおけるウクライナ人労働市場調査【31日】

2023年第1四半期に実施した「ポーランド労働市場バロメーター」調査では、ウクライナ人の20%が労働先としてポーランドを希望しているが、カナダ、米国に続き、ドイツ（16%）とは僅差であることがわかった。ドイツの統計によると、ウクライナからの避難民はすでに107万人登録されている。これは、3

月末時点で一時保護を利用しているウクライナ人が100万人未満であるポーランドと同程度であった。

人材派遣会社によれば、ウクライナ人労働者の供給が減少していることは、あらゆる産業で明らかであり、戦争が始まって以来、ウクライナ人男性の労働不足が続いているという。

ポーランド産業動向

カーシェアリング会社 Traficar の登録利用者が98%増加【30日】

カーシェアリング会社 Traficar は、2022年と比較して新規登録者が98%増加し、ポーランドで同社アプリのダウンロードが100万件に達した。現在、自家用車の購入は考えず、カーシェアリングサービスの利用を好む世代の消費者が市場に参入している。

同社CEOは、これはカーシェアリングの発展に大きく影響し、単なる一過性のトレンドではなく、都市モビリティの現実的な将来の形を示しており、このような需要に応えるため同社の保有車両を利用可能なすべての都市において1年間で16%増加させ、今年後半もさらなる成長を見込んでいと述べた。

PepsiCo 新工場の開設【31日】

モラヴィエツキ首相は、ヴロツワフ西方にあるシフィエンテにおいて、米国食品・飲料メーカーPepsiCo の新工場のオープニングセレモニーに出席した。この工場は、同社にとってポーランドで5つ目となる工場であり、Frito-Lay ブランドのポテトチップスを生産する予定である。首相は、この工場がすべての関係者に利

益をもたらす、450人、最終的には600人以上の新規雇用だけでなく、この周辺に新しいエコシステムが生まれ、投資家や地元の農家にとっても、すべての人にメリットがあるはずと述べた。また、首相は、この工場は外国投資の象徴であり、2021～2022年の外国投資は1,100億ズロチ(242.2億ユーロ)を超えたと述べた。レグニツァ経済特区のサブゾーンに位置する同社の新規投資額は10億ズロチ(2,000万ユーロ)以上で、生産される製品はヨーロッパ20ヶ国以上に輸出される予定である。

JBIC、ベンチャーキャピタルファンドへ参画【31日】

JBIC IG Partners は、米国の ff Venture Capital (ffVC) と共同で、資本金約6千万ユーロのベンチャーキャピタルファンドを設立した。同ファンドはワルシャワに拠点を置き、主に中東欧地域(ドイツ、オーストリア、ポーランド、チェコ、スロバキア、ルーマニア、ハンガリー)において自動化・遠隔化・省力化技術等に貢献するスタートアップを投資対象とする。

エネルギー・環境

PEJがベクテル社及びウェスティングハウス社とコンソーシアムに関する契約を締結【26日】

ポーランド国営原子力発電会社PEJは、米国のベクテル社およびウェスティングハウス社との間で、ポーランド初の原子力発電所に関し、夏頃に米国企業が設計・エンジニアリング作業のためのコンソーシアムを結成することを前提とした組織条件契約を締結した。PEJ社長代理は、PEJは環境面の決定や一般的な許可など行政許可の取得に注力すると述べた。今年、PEJは立地決定の申請とともに、ベクテル社及びウェスティングハウス社とコンソーシアムの交渉を行い、エンジニアリングサービス契約(ESC)を締結する予定である。開発会社となるベクテル社は、米国の原子炉の80%のエンジニアリングと建設に携わってきた。また、ベクテル社は世界で約150の原子力プロジェクトに参画している。

署名式には、ブレジンスキー駐ポーランド米国大使が出席し、米国はポーランドとのパートナーシップを

継続し、ポーランド人にクリーンで安全なエネルギーを提供すると表明した。

原子力発電所の資金調達に関する決議【31日】

30日、ポーランド政府は電気容量3,750MWまでの原子力発電所建設のための資金調達に関する決議案を採択した。この決議には、資金調達のための債権・融資に対する国の保証が含まれている。決議案によると、政府はポモルスキエ県のホチェヴォ、グニェヴィノ、クロコヴァ地域における原子力発電所の建設に向けた条件を満たすための措置を講じており、主に、投資コストをカバーするための必要な負債を確保するために国庫に代わって保証や担保を付与し、ポーランド国営原子力発電会社(PEJ)の資本が増加できるよう規則案を発展させるものである。原子力発電所の初号機は2033年までに建設予定であり、そのコストは昨年末に900～1,000億ズロチと見積もられていた。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注

意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

(1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q&A」

(パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)

(2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」

(パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)

(3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル

(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)

6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

●ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。

●歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

●爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。

●周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。

●爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

●犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

- 不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。
- 会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。
- セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。
- 二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。2022年3月28日以降、ポーランドにおける防疫措置が大幅に緩和され、マスク着用義務は医療施設内などに限定されましたが、人混みでのマスク着用は引き続き推奨されています。同年5月16日以降は、「感染事態」から「感染脅威事態」に変更される旨が発表されています。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: cons@wr.mofa.go.jp

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されま

すので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構（以下「機構」という。）へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者（提出期限が令和2年2月末日以降である者）については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル：（81）3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて

成年年齢が20歳から18歳に引き下がる民法の改正（平成30年）に伴い、旅券法の一部改正を行ったことにより、令和4年4月1日以降、有効期間が10年の旅券の申請可能な年齢及び、旅券発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上となります。

旅券のオンライン申請等の開始について

2023年3月27日から旅券の申請手続きをオンラインで行うことができるようになりました。オンライン申請を行っていただければ、在外公館に来館する必要はなくなりますので、是非ご活用下さい。オンライン申請を行うためには、スマートフォンへの在留邦人用旅券申請アプリのインストールやオンライン在留届（ORRネット）への登録が必要となります。なお、新規旅券の受取は、引き続き当館に来ていただく必要がありますのでご留意下さい。

詳細：<https://www.pl.emb-japan.go.jp/files/100484349.pdf>

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30 及び 13:30 - 17:00

問合せ先：在ポーランド日本大使館広報文化センター（電話：22-584-7300、Eメール：info-cul@wr.mofa.go.jp、住所：Al. Ujazdowskie 51, Warszawa）

文化行事・大使館関連行事

【開催中】展覧会「原研哉～Make The Future Better Than Today～日本のグラフィックデザイン」【2023年3月24日（金）～7月30日（日）】

ポズナń国立博物館にて、展覧会「原研哉～Make The Future Better Than Today～日本のグラフィックデザイン」が開催中です。日本のグラフィックデザイン作品を紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所：Muzeum Narodowe w Poznaniu, Aleje Marcinkowskiego 9, Poznań

詳細：<https://mnp.art.pl/en/galeria/kenya-hara-make-the-future-better-than-today/>

【開催中】写真展「明に向かって治む国～19世紀から20世紀への変わり目の写真で見る日本～」【2023年5月17日（水）～6月16日（金）】

ワルシャワ蜂起博物館支部「Fotoplastikon Warszawski」にて、写真展「明に向かって治む国～19世紀から20世紀への変わり目の写真で見る日本～」が開催中です。明治時代の日本を撮影した写真展です。入場は有料です。

開催場所：Fotoplastikon Warszawski, Al. Jerozolimskie 51/9

詳細：<https://fotoplastikonwarszawski.pl/wydarzenia/kraj-swiatlych-rzadow-japonia-fotografiach-przelomu-xix-xx-wieku/>

【予定】第8回日本祭り「Matsuri - Piknik z Kulturą Japońską」【6月17日（土）11:30～19:00】

ワルシャワ市のスウジェフ文化センターにて、ポーランド商工会、ポーランド日本人会及び在ポーランド日本

大使館共催による第8回「日本祭り」が開催されます。様々なステージ演目、武道、着付け、書道、マンガ、生け花、けん玉等のワークショップ・展示など日本をまるごと体験できるイベントです。そのほか、日系企業による展示、日本食の販売なども予定されています。入場料は無料です。

開催場所: Służewski Dom Kultury, ul. Jana Sebastiana Bacha 15, Warszawa

詳細:

フェイスブック: <https://www.facebook.com/nihon.matsuri.piknik>

インスタグラム: <https://www.instagram.com/nihon.matsuri/>

ウェブサイト: <http://www.pl.emb-japan.go.jp/matsuri.html>

【予定】ウクライナ避難民支援・能公演【2023年6月18日(日)】

ワルシャワ国立劇場にて、宝生流ワルシャワ能公演実行委員会主催「ウクライナ避難民支援・能公演」が開催されます。在ポーランドウクライナ避難民を支援するための慈善事業として、公演チケット売上及び公演会場での募金は、ウクライナ避難民を支援する団体へ寄付されます。

開催場所: Teatr Narodowy w Warszawie, plac Teatralny 3

詳細: <https://www.ebilet.pl/teatr/pozostale/spektakl-japonskiego-teatru-no>

【予定】第16回国際アニメーション映画祭「アニマトル」【2023年6月21(水)～6月30日(日)】

ポズナン市文化センター「エストラダ・ポズナン」主催、第16回国際アニメーション映画祭「アニマトル」が開催されます。日本を含む様々な国のアニメーション映画の上映が予定されています。

フェイスブック <https://www.facebook.com/FestivalAnimator>

ウェブサイト <https://animator-festival.com/>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス (news@mail.wr.mofa.go.jp)